

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用について

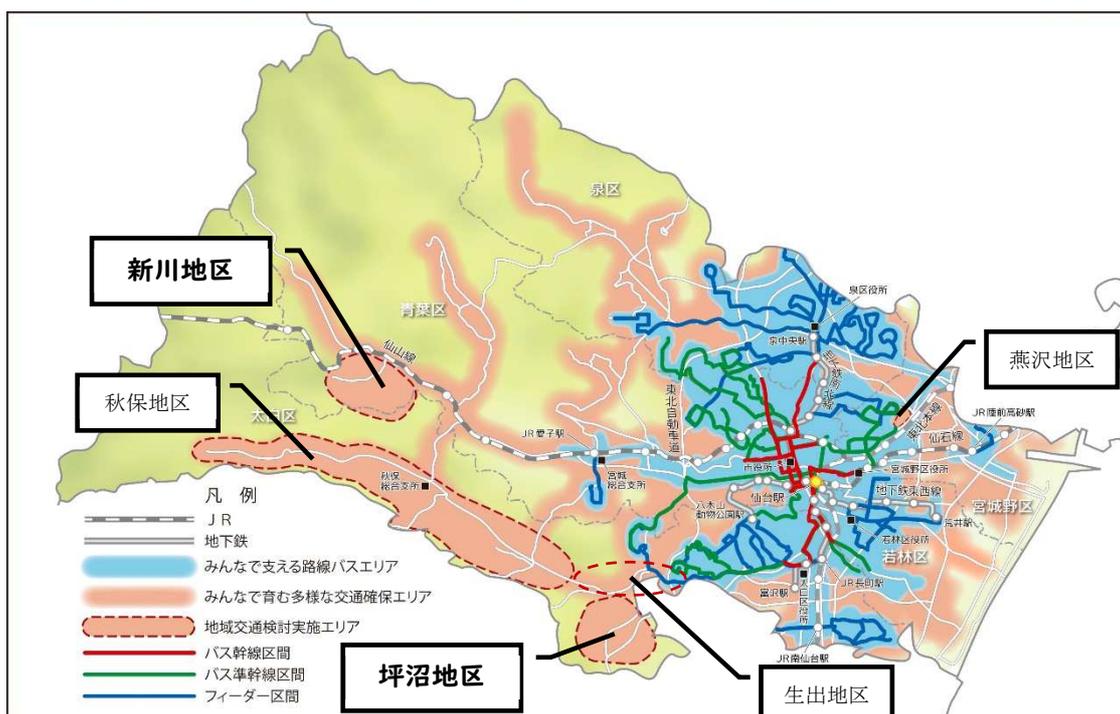
1 報告要旨

本市では市内5地区において地域交通の取り組みを実施している。

このうち、青葉区新川地区及び太白区坪沼地区の2地区において、R5年4月から本格運行（一般乗合）を開始する予定であることから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の活用を検討している。

上記補助金の活用にあたっては、仙台市交通政策推進協議会から東北運輸局への申請が必要となり、また、坪沼地区については東北運輸局長による『交通不便地域』の指定が必要となるが、こちらについても仙台市交通政策推進協議会から東北運輸局へ申請が必要となることから、今後、必要な事務整理を行っていく。

2 位置図



公共交通ネットワーク図

3 今後のスケジュール

R5年3月頃開催予定である第4回交通政策推進協議会で交通不便地域申請案を附議し、来年度第1回交通政策推進協議会（例年5～6月頃）に、補助金活用にかかる計画認定申請案を附議予定。